例規の形式と例規の題名との関係、及びその引用の仕方

①　条例

制定権者：議会

例規形式：「条例」

題名　　：「　～条例」

例規中での引用の仕方：　「　この条例は、公布の日から施行する。ただし、～」

②　規則

制定権者：首長

例規形式：「規則」

題名　　：「　～規則」「　～施行規則」

例規中での引用の仕方：　「　この規則は、公布の日から施行する。ただし、～」

③　告示・訓令(要綱・規程等も含む)

制定権者：首長

例規形式：性質上、住民に周知すべき内容の場合(建築指導要綱等)

⇒「告示」として制定

純粋に内規的なものの場合(事務決済規程等)

⇒「訓令」として制定

※　今後は、「要綱」や「規程」といった形式は用いず、「告示」「訓令」の形でのみ制定することとします。ただし、今後も「　～に関する要綱」「　～規程」といった題名を用いることができることは、変わりません(題名と例規形式を分けて考えます)。

※　「訓令」として制定した例規の改正は「訓令」で行います。「告示」による改正は行いません。万一、「告示」として改正することが望ましい内容である場合には、当該訓令の廃止し、新たに「告示」として制定しなおします。　「告示」として制定した例規の改正も同様です。

題名　　：「　～に関する要綱」「　～規程」等、様々です。

例規中での引用の仕方：　「この告示は(訓令は)、公布の日から施行する。」(題名ではなく、形式に合わせる。)

例)

○○町建築指導要綱

平成１5 年 12 月 23 日

告示第 46 号

・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・

(その他)

第 24 条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は、町長と建築主が協議して定めるものとする。

附　則

1　この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この告示の施行の日前に旧告示による建築行為に関する事前協議申請書を受理しているものについては、なお従前の例による。

※　一部改正の場合の題名は、

「○○町建築指導要綱の一部を改正する要綱」

④　議会規則、教育委員会告示、農業委員会訓令、監査事務局規程等

制定権者：各執行機関

例規形式：議会規則、教育委員会規則等　⇒　「議会規則」等(現状どおり)

性質上、住民に周知すべき内容の場合　⇒　「教育委員会告示」等

純粋に内規的なものの場合　⇒　「農業委員会訓令」等

※　③と同様、今後は「規程」は用いません。ただし、今後も「　～規程」といった題名を用いることができることは、変わりません(題名と例規形式を分けて考えます)。

題名　　:「　～規程」「　～訓令」「　～告示」等、様々です。

例規中での引用の仕方：　「この告示は(訓令は)、公布の日から施行する。」

例)

○○町農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程

平成 11 年 6 月 25 日

農委告示第 7 号

・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・

(補則)

第 14 条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際、現に農業委員会が行っている個人情報の収集、管理、利用等に

ついては、この告示の相当規定により行ったものとみなす。

※　一部改正の場合の題名は、

「〇〇町農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程」